魅力あふれる地方の創生

地方の活力

美しく活力ある農山漁村

農村活性化 農地制度のあり方について」(地方六団体)による農業・

・権限の移譲等に関する見直し方針 (H25.12.50閣議決定) ※関係部分

)地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、 同法施行後5年(平成26年)を目途として、地方分権の観点及び 農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地 転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 〇地方の意見も踏まえつつ、

○国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制 度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

農林水産業・地域の活力創造プラン (H26.6.24改訂)

○「強い農林水産業」「美しく活力ある農山漁村」に向けた4本柱 ①需要フロンティアの拡大 ③多面的機能の維持・発揮 ②需要と供給をつなぐパリューチェーンの構築 ④生産現場の強化 →農業・農村全体の所得の倍増を今後10年間で目指す

析たな農地面積の見通しの考え方について

〇農業の持続的な発展を通じて、食料の安定供給の確保、多面的機能の発達の会議のでは、農地面積のすう勢を踏まえつつ、国内の農業生産に (食料・農業・農村政策審議会 企画部会) 必要な農地を確保

まち・ひと・しごと創生本部 〇基本方針 (H26.9.12)

基本目標(抜粋)

<u>地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する。</u> そのために、国民が安心して働き、希望通り結婚し子育てがで き、将来に夢や希望を持つことができるような、<u>魅力あふれる</u> 地方を創生し、地方への人の流れをつくる。(以下略)

〇総合戦略の趣旨(H26.10.10本部会議提出

Ι 政策分野ごとの取組の例

2. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする個別産業の基盤強化(・・・・、農林漁業・・・・)

活力ある地方の創生のため、食料の安定供給等のために農地を確保しつつ、農業・農村の活性化を図ることは、政府と地方、共通の重要テ

あたた四谷の湖門

〇農地の総量確保目標 目標設定プロセスの 課題(施策効果の 現行制度の課題 と現実の乖離 クロ管理

に市町村を参加させ実効性を確保

〇市町村が主体的に設定した目標の積上げを 基本とし、国、都道府県、市町村が議論を 尽くした上で国の総量確保目標を設定

O新たに市町村計画において確保すべき 農用地等の面積目標を明記

見込みが過大等

O目標管理に係る実行計画の実施状況等に ついて、第三者機関が事後評価

○**市町村が目標設定に関わる**ことで、土地利用行 政を総合的に担うこととなり、自主的にまちづ ヘリを実施

担い手への支援(新規就農者や就農希望者等)

・農地の集積・集約化(農地中間管理機構)

〇農地の確保と併せ、農地において農業が力強。 営まれるよう、以下のような施策を推進

産業振興施策の実施

蝆

農村が多面的機能を発揮

将来世代へ継承

強い農林水産業

農林漁業の基盤強化

食料の安定供給を実現

で、農業の基盤強化が図られ るとともに、農業・農村の所 得が増加し、「**強い農業**」が

農業生産に必要な農地の確保

農地確保

農地の総量確保(マクロ管理)の仕組み

の編入促進・除外抑制、耕作放棄地の発生抑制・再生に取り組み、**農地を確保**

目標達成に責任を負って

〇地方は、

業振興施策が実施されること

〇確保された農地において、

振農用地

手続きが迅速化することにより、地域の農業 O確保する必要がある農地以外については、 農村の維持等のため、有効に活用

6

農地転用許可制度等(ミクロ管理)

[市町村主体]

見直し

現行制度の課題

〇人口減少社会を迎え、地方が

転用

主体となって、農地を確保し

つつ、地域振興施策を実施することにより、**総合的なまち ざくり**を推進

大百

O必要に応じて転用基準の更なる明確化等

〇都道府県農業会議への意見聴取は、

迅速性に欠けるとと もに、総合的なまち づくりに支障

の義務付けを廃止

地方分権

許可・協議を廃止し、市町村に移譲

〇個々の農地転用許可等については、

〇大臣許可・協議に係 る農地転用に多大な 時間・手間を要し、

ミクロ管理

〇まちづくりの要となる以下のような施策を併せ ム実施

農村の活力向上(地域協働活動への支援、

耕作放棄地化を防山

公表 耕作放棄地の発生抑制・再生を含め、農地の総量確保の目標は国と地方が議論を尽くした上で設定。<u>地方も</u> 国とともに責任を持って目標<u>達成のための施策に取り組む</u>(中間管理機構、耕作放棄地対策等) 目標設定に係る「実行計画」の実施とそれによる農地確保の状況について、第三者機関が事後評価し、 0 0

地域振興施策の推進

農業の六次産業化(海外を含めた販路開拓 付加価値の高い商品開発等)

山間地域等の耕作環境整

提言は市町村が土地利用行政を総合的に担うことを目 とする一方、<u>優良農地は法令に従って守る</u>ことが前提

農振除外・転用許可の基準は厳格に運用

0

経対のく